

支給認定（変更）申請にマイナンバーが必要です

子ども・子育て支援法施行規則の改正に伴い、平成 28 年 1 月 1 日以降の支給認定（変更）申請の際にマイナンバーの記載が必要となります。

また、マイナンバーが正しい番号であることの確認（番号確認）となりすましなどを防止するため、番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行います。

そのため、支給認定に係る申請を行う際は、次の書類をお持ちください。

☆申請者本人（保護者）が申請する場合

- 本人の番号確認書類（※注 1）
- 本人の身元確認書類（※注 2）
（個人番号カードがあれば、番号確認と身元確認が 1 つでできます）

☆代理人が申請する場合

- 代理権の確認書類（※注 3）
- 代理人の身元確認書類（※注 2）
- 本人の番号確認書類（※注 1）

※注 1 番号確認書類

個人番号カード、通知カード、個人番号の記載のある住民票 など

※注 2 身元確認書類

○1つの提示でよいもの

個人番号カード、運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書、住民基本台帳カード（写真つき）

○2つの提示が必要なもの

保険証、年金手帳、住民基本台帳カード（写真なし）、学生証、母子健康手帳、医療受給者証、生活保護受給者証 など

（ただし、「氏名と生年月日」または「氏名と住所」が記載されているものになります）

※注 3 代理権の確認書類

委任状、本人の運転免許証、本人の旅券、本人の保険証 など